

移動タンク貯蔵所を所有している皆様へ



移動タンク貯蔵所のお手続きにご注意ください



移動タンク貯蔵所には以下のようなお手続きがあります。

※手続きを忘れると消防法違反になる場合があります！

① 常置場所の変更（地番の変更や、別の営業所への移動）



【市内（朝日町、川越町含む）で常置場所を変更したい場合】

→ 四日市市消防本部へ 変更許可申請を行ってください

【市外へ常置場所を変更したい場合】

→ 変更先の管轄消防本部へ 変更許可申請を行ってください

② 売却を行う場合（廃止届出や譲渡、引渡の届出が必要となります。）



【売却先で危険物の輸送を行わない場合】

→ 四日市市消防本部へ 廃止届出を行ってください

【売却先で危険物の輸送を行う場合】

→ 売却先の管轄消防本部へ

譲渡・引渡の届出と変更許可申請を行ってください

※オークション、仲介業者、中古車販売業者との売買は特に注意が必要です

③ その他の変更手続き



【設置者（代表者や営業所長等が変わった場合）が変更になった場合】

→ 変更届出書を提出し、設置者変更の手続きを行ってください

書式のダウンロードはこちら

四日市市消防本部ホームページ

→ 申請届出

→ 危険物規制関係様式

・ No.17 変更許可申請書

・ No.26 譲渡引渡届出書

・ No.63 変更届出書



問い合わせ先

四日市市消防本部

予防保安課 保安係

TEL:059-356-2009

Mail:syoubouyobouhoan@city.yokkaichi.mie.jp

